

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年～50年

工作物 10年～60年

物品 1年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

③ リース資産

該当なし

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に改修可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に改修可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に改修可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

該当なし

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(上ノ国町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 %

連結実質赤字比率 %

実質公債費比率 9.6%

将来負担比率 %

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 0千円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 (繰越明許費)300,120千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳

ア 範囲

- ①現に事業の用に供されていない資産(一時的に賃貸している場合を含む)
  - ②売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されている判断される資産
- 注)売却を目的として保有している棚卸資産を除く

イ 内訳

事業用資産

土地 564,787千円

建物 428,378千円

工作物 1千円

インフラ資産

土地 83千円

令和6年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。

② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 3,429,569千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 642,720千円

将来負担額 10,798,233千円

充当可能基金額 5,334,069千円

特定財源見込額 166,390千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 6,610,573千円

④ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 53,570千円

② 既存の決算情報との関連性

|         |                                      | 収入(歳入)      | 支出(歳出)      |
|---------|--------------------------------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出決算書 |                                      | 6,565,341千円 | 6,412,441千円 |
| 差額      | 前年度からの繰越金によるもの                       | △55,282千円   |             |
|         | 令和4年度実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |             | 50,000千円    |
| 資金収支計算書 |                                      | 6,510,059千円 | 6,462,441千円 |

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 業務活動収支          | 466,543 千円   |
| 投資活動収入の国県等補助金収入 | 236,730 千円   |
| 未収債権、未払債務等の増減   | 58,818 千円    |
| 減価償却費           | △ 797,261 千円 |
| 賞与等引当金繰入額       | △ 59,475 千円  |
| 退職手当引当金取崩額      | △ 12,595 千円  |
| 資産売却益           | 174,422 千円   |
| 純資産変動計算書の本年度差額  | 67,181 千円    |

④ 一時借入金

該当なし